

いじめ防止のための学校基本方針

きたてしま学園池田市立神田小学校

令和7年4月1日

第1章 (いじめ防止等のための対策に関する) 基本的な方針

1、基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成する。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「意欲と自信を育み、みんなと育ち合う子どもを育てる」の教育目標のもと、「自分を大切にし、他の人を大切にする人権教育を推進し、人権尊重の精神を涵養する」を重点目標として、取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2、いじめの定義とその禁止

「いじめ」とは、児童等に対して一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3、学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処しさらにその再発防止に努める。

第2章 いじめの防止等のための対策

1、学校におけるいじめの防止

① 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、児童の尊厳が守られ、いじめの未然防止に、全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本となるのは、全ての児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを全ての教職員が行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出して行くものとする。

② いじめ防止のために取り組むこと

◎基本的な考え方に示した児童生徒の成長に向かう手立てについて

- ・わかる授業づくりに取り組む体制作り。全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・他の児童や大人との関わりを通して、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を獲得させる。
- ・未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

◎教職員の資質向上について

- ・互いの授業を参観し合い、教科の観点からだけでなく生徒指導の観点からも参考にする。
- ・いじめに関する適切な認識や適切な児童への対処を学ぶ研修会を年に1回以上行う。
- ・障がい（発達障がいを含む）を持つ児童についての理解を深める。

◎児童生徒の自主的な活動の促進について

- ・様々な行事を集団づくりや社会性の育成のために位置づけ、年間を通じて交流や体験の機会を計画的に配置し、児童が自ら気づき、学ぶ機会を提供する。

・児童会等の取組として、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

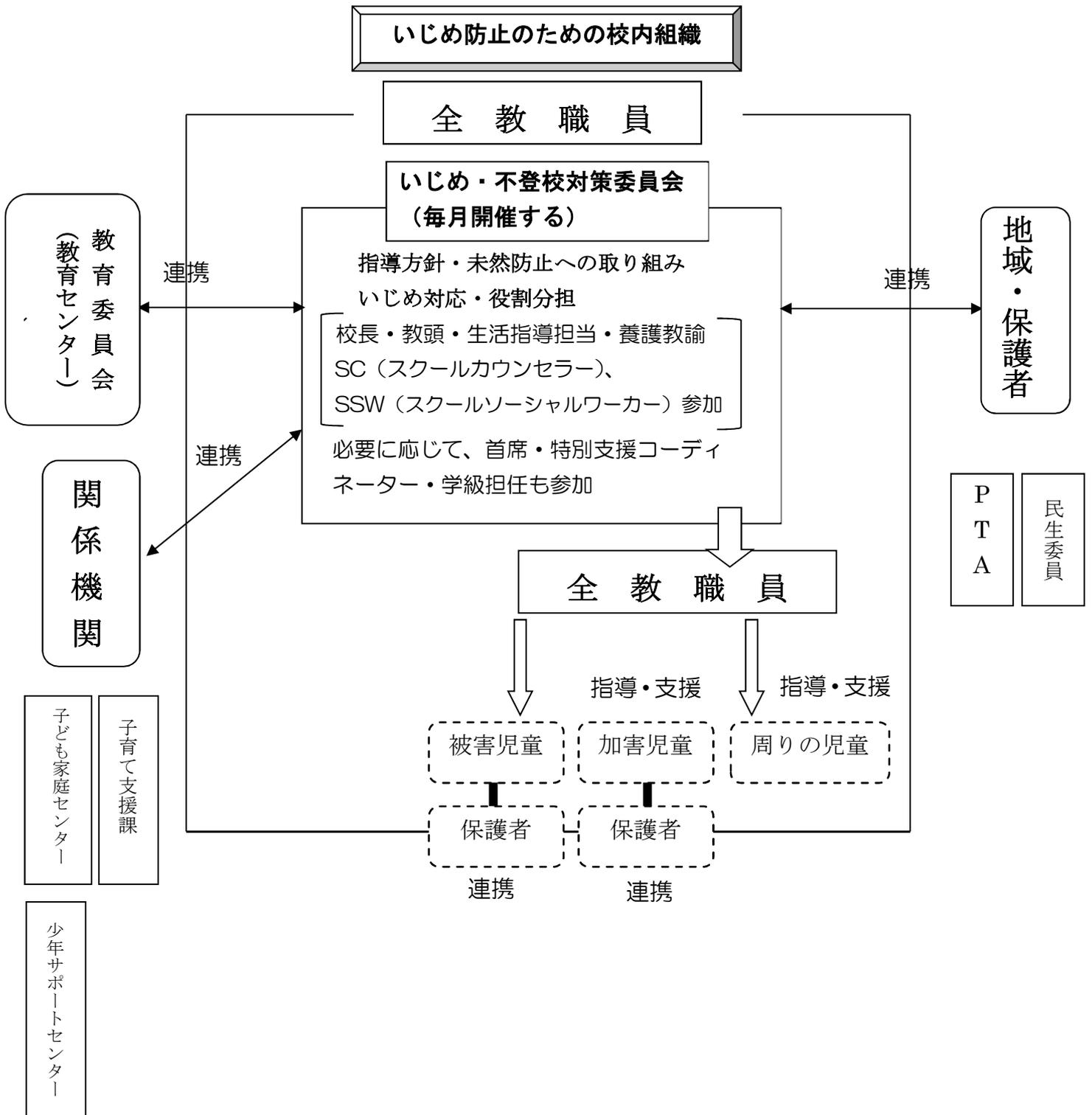
③ いじめ防止のための組織について

「いじめ・不登校対策委員会」

構成：校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、SSW、SC

(必要に応じて、首席、特別支援コーディネーター、学級担任も参加)

主な役割：学校いじめ防止のための基本方針の策定と見直し、いじめの未然防止と対応、教職員の資質向上のための研修、年間計画の企画と実施



④（年間計画）

学 月	低学年 1年・2年	中学年 3年・4年	高学年 5年・6年	学校全体 及び教職員に関すること	
年間				児童を語る会【随時】	
1 学 期	4月	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○授業参観	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○授業参観	○学級開き ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○授業参観	○「学校いじめ防止基本方針」の HP更新、教職員への周知
	5月	○家庭訪問 ○なわとび大会	○家庭訪問 ○なわとび大会	○家庭訪問 ○自然学舎 ○なわとび大会	○いじめ対策について説明・啓発 (PTA総会) ○子ども共有会議 5月上旬
	6月	○いじめアンケート ○人権参観	○いじめアンケート ○人権参観	○いじめアンケート ○人権参観 ○修学旅行	○いじめアンケート集計・分析
	7月	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○個人懇談 (家庭での様子の把握)	○子どもサポート委員会 ○いじめアンケート結果の共有
夏休み				○支援教育研修会	
2 学 期	9月	○学習発表会	○学習発表会	○学習発表会	○学級集団作り交流会
	10月	○人権作文	○人権作文	○人権作文 ○連合競技会(6年)	
	11月	○運動会 ○いじめアンケート	○運動会 ○連合音楽会(4年) ○いじめアンケート	○運動会 ○いじめアンケート ○非行防止教室	○いじめアンケート集計・分析
	12月	○個人懇談	○個人懇談	○個人懇談	○いじめアンケート結果の共有
冬休み					
3 学 期	1月	○児童会行事	○児童会行事	○児童会行事	
	2月	○ジョギング大会 ○いじめアンケート ○八坂会との交流(1年)	○ジョギング大会 ○いじめアンケート ○八坂会との交流(3年)	○ジョギング大会 ○いじめアンケート ○八坂会との交流(6年)	○いじめアンケート集計・分析
	3月	○6年生を送る会	○6年生を送る会	○6年生を送る会	○いじめアンケート結果の共有 ○学級集団作り交流会
春休み					

2、いじめ防止等に向けた保護者・地域・関係機関との連携

① 保護者地域との連携

より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるよう、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭・地域との連携を図る。

学校、PTA、地域の関係団体がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域にひらかれた学校づくりを推進する。

② 関係機関との連携

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。必要に応じて、教育センターの臨床心理士やSSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）、弁護士（スクールロイヤー）、医師、警察（スクールサポーター）など外部の専門機関と連携し、問題の解決にあたる。

3、いじめの早期発見のための措置

① 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。普段から児童との関わりを大切にし、信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化に気づくことが大切である。気づいた情報を確実に共有し、情報に基づいて速やかに対応することが、早期発見の基本である。

② 早期発見のために取り組むこと

- ・意識的に児童の様子をみる。

（出席をとるときの様子、日記などの記述、保健室の様子、休み時間の過ごし方など）

- ・定期的な情報交流

学年会や毎週金曜日に行う「子どもを語る会」において、家庭環境の変化や問題行動を交流し、子どものサインや変化に気づく機会をもつ。

- ・アンケート調査

児童を対象にいじめについてのアンケート調査

年に3回（6月、11月、2月）

- ・教育相談体制の充実について

児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。スクールカウンセラーによる相談、保健室や電話相談窓口について、広く周知する。相談で得た個人情報については、取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

4、インターネットを通じて行われるいじめ防止の対策

① 基本的な考え方

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとり、児童の指導にあたる。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取り組みについても周知する。

② 学校における指導・家庭との連携

学校における情報モラル教育を進めるとともに、児童および保護者への、インターネット（携帯、スマートフォン、通信ゲーム機）の情報のやりとりの危険性などを知らせるような啓発活動を行う。

講師を招き、対象を低学年まで広げて、情報モラルの講演会を実施する。アンケートの質問に、スマホ・ゲーム機の内容を盛りこむ。

第3章 いじめに対する措置

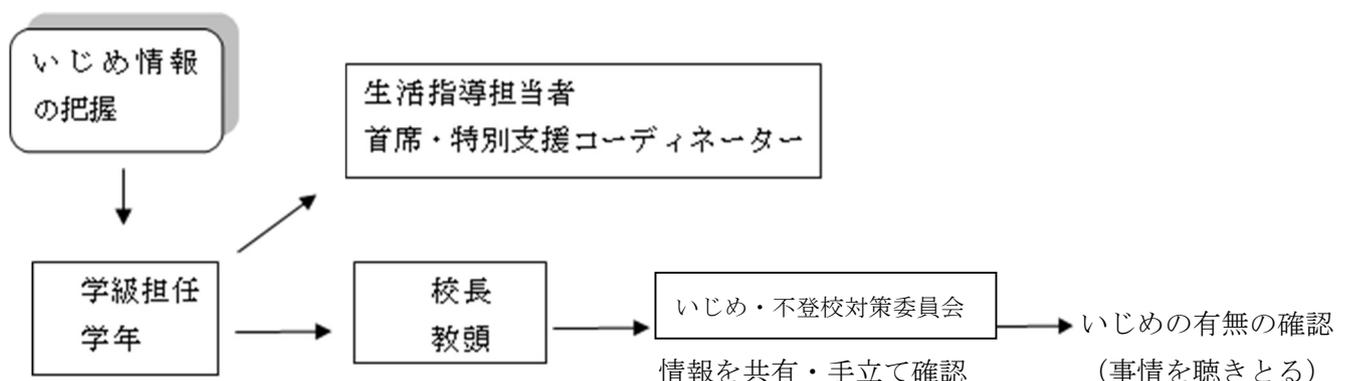
1、いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応する。いじめが確認された場合は、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、児童の人格の成長に主眼をおいた指導をする。教職員全員の共通理解の下、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。けんかやふざけ合であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年、生活指導担当者、首席、特別支援コーディネーター、管理職に報告し、いじめの防止の対策のための組織（いじめ・不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。



- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、必要に応じて、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめを受けた児童又はその保護者への支援

いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友だちや教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わるとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめを行った児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③ いじめを行った児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

6. いじめが解消している状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2、重大事態に対する対応

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

第4章 その他

1、基本方針等の見直しについて

「いじめ・不登校対策委員会」では、定期的に気になる児童に関して情報共有や対策検討のための会議を開催し、児童への聞き取りやケアの仕方、周りの子どもたちへの働きかけ、いじめやいじめにつながる行動をしている子どもたちへの指導を絶えず確認し、見直しをする。その上で、学校として立てた取組みが計画どおり進んでいるか、いじめの対処がどうであったかというケースの検証、外部機関への相談等、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

2、教職員の研修の充実

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図るため、年に2回以上校内研修を実施していく。教職員一人一人のスキルアップのための指導方法や指導力、あるいはいじめを認知する能力を高める研修等を行う。また、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を講師として招いて研修を行い、具体的な事例研究などを計画的に実施する等、教職員の研修を充実させていく。